

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○京都府営自転車競走における電話投票及び電子決済投票実施要綱の一部を改正する告示 (総務調整課)	395
○令和3年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	399
○落札者の決定 (入札課)	400
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 (〃)	401
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	402
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃
○道路の区域変更(乙訓土木事務所、丹後土木事務所)	403
○道路の供用開始 (〃)	404
公 告	
○地方税法に基づく特約業者の指定の取消し (税務課)	〃

○一般競争入札の実施 (入札課)	404
○土地改良区役員の就退任届 (中丹広域振興局)	409
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	410
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	〃

### 公安委員会

○京都府公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則	411
○警備業法に基づく検定の実施	〃

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	412
---	-----

### 人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	413
---------------------------	-----

## 告 示

### 京都府告示第342号

京都府営自転車競走における電話投票及び電子決済投票実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府営自転車競走における電話投票及び電子決済投票実施要綱の一部を改正する告示

京都府営自転車競走における電話投票及び電子決済投票実施要綱(昭和62年京都府告示第701号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府営自転車競走における電話投票等実施要綱

目次中「第4章 雑則(第45条—第47条)」を

「第4章 在席投票(第45条—第54条)

第5章 キャッシュレス投票(第55条—第68条)に

第6章 雑則(第69条—第71条) 」

改める。

第1条中「要綱」を「告示」に、「第83条」を「第86条」に、「及び電子決済投票」を「、電子決済投票、在席投票及びキャッシュレス投票」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に改め、第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 前払式支払手段 電磁的方法により記録される金額に応じる対価を得て発行される番号、記号その他の符号であつて当該金額の範囲内で勝者投票券(以下「車券」という。)との交換を求められることができるもののうち、知事はその使用を認めたものをいう。
- (3) 電子決済投票 インターネット端末機を使用した前払式支払手段による勝者投票をいう。

第2条に次の2号を加える。

- (4) 在席投票 競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であつて、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別し、利用日に限り利用させるもの(以下「在席投票端末機」という。)による勝者投票をいう。
- (5) キャッシュレス投票 競輪場又は場外車券売場内に設置された在席投票端末機以外の端末機器であつて、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの(以下「キャッシュレス投票端末機」という。)

を使用した前払式支払手段による勝者投票をいう。

第3条第1項中「の方式は、次」を「は、次」に、「とする」を「による」に改め、同条第1号中「(勝者投票券をいう。以下同じ。)」を削り、同条に次の2項を加える。

3 在席投票は、在席投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「在席投票電子識別カード」という。)を使用して、知事の管理する電子計算機(以下「在席投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力する方式による。

4 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票専用端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「キャッシュレス投票電子識別カード」という。)に番号、記号その他の符号を記録させ、知事又は次条の規定により委託を受けた者の管理する電子計算機(以下「キャッシュレス投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力し、番号、記号その他の符号を使用して精算する方式による。

第4条第1項中「又は電子決済投票」を「、電子決済投票、在席投票又はキャッシュレス投票」に改める。

第7条第2号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第7号中「そのおそれのある」を「ギャンブル依存に陥る蓋然性の高い」に改める。

第9条第10号中「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に改める。

第10条第1項及び第2項中「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に改め、同条第3項及び第4項中「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に、「普通口座」を「電話投票口座」に改める。

第12条第1項中「振替依頼書」を「電話投票振替依頼書」に、「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に改め、同条第2項中「振替依頼書」を「電話投票振替依頼書」に、「指定銀行」を「専業銀行」に改め、同条第3項中「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に、「振替依頼書」を「電話投票振替依頼書」に改める。

第15条第2号中「普通口座」を「電話投票口座」に、「振替依頼書」を「電話投票振替依頼書」に改め、同条第5号中「普通口座」を「電話投票口座」に改める。

第19条中「第73条に掲げるもののうち、連勝単式及び連勝複式の2種」を「第75条第1項に規定する連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法」に改める。

第22条第1項第1号中「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に改める。

第30条第3項中「指定銀行休業日(指定銀行)」を「電話投票指定銀行休業日(電話投票指定銀行)」に、「指定銀行の」を「電話投票指定銀行の」に改める。

第31条第1項ただし書中「指定銀行休業日」を「電話投票指定銀行休業日」に、「指定銀行の」を「電話投票指定銀行の」に改める。

第32条中「指定銀行」を「電話投票指定銀行」に改める。

第47条中「要綱」を「告示」に、「又は電子決済投票」を「、電子決済投票、在席投票及びキャッシュレス投票」に改め、同条を第71条とする。

第46条中「は、当該加入者」を「及び在席投票利用者

は、加入者」に、「又は電子決済投票」を「、電子決済投票又はキャッシュレス投票による車券の、在席投票利用者にあつては在席投票」に改め、同条を第70条とする。

第45条中「又は電子決済投票加入者」を「、電子決済投票加入者及びキャッシュレス投票加入者」に、「いう。)」を「いう。）」並びに「在席投票利用者」に、「の規定(前条において準用する場合を含む。)」を「(第44条、第54条及び第68条において準用する場合を含む。)の規定」に、「が加入者」を「が加入者又はは在席投票利用者」に、「知事は当該加入者」を「当該加入者又はは在席投票利用者」に、「場合は」を「場合は、知事は」に改め、第4章中同条を第69条とする。

第4章を第6章とし、第3章の次に次の2章を加える。

#### 第4章 在席投票

(在席投票契約)

第45条 在席投票により車券を購入することができる者は、この章の定めるところにより在席投票に関する契約(以下「在席投票契約」という。)を府と締結した者(以下「在席投票利用者」という。)とする。

(利用申込書の提出等)

第46条 前条の規定による在席投票契約の締結の申込みについては、次に掲げる事項を記載した利用申込書を知事に提出してしなければならない。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) その他知事が別に定める事項

2 知事は、前項の規定により利用申込書を提出した者に対し、当該利用申込書の記載事項について、その事実を確認するに足りる資料の提示を求めることができる。

3 知事は、第1項の申込みに応じ在席投票契約を締結したときは、在席投票の円滑な実施に資するため、在席投票電子識別カードを作成し、当該申込みに係る在席投票利用者に対し、その利用日に限り、これを貸与することができる。

4 在席投票利用者は、在席投票電子識別カードを貸与されたときは、その利用日に限り、これを使用して在席投票を行うことができる。

5 在席投票利用者は、その利用日における在席投票を終了するときは、貸与された在席投票電子識別カードを府に返却しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、在席投票契約の締結の手続その他在席投票契約に関し必要な事項については、知事が別に定める。

(在席投票利用者番号及び暗証番号)

第47条 在席投票契約を締結するに当たっては、知事は在席投票利用者の在席投票電子識別カードごとに在席投票利用者の利用番号を定め、当該在席投票利用者は所定の方法により在席投票電子識別カードの暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

(解約)

第48条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、在席投票契約を解約するものとする。

- (1) 在席投票利用者が在席投票契約の解約の申出をしたとき。
- (2) 利用申込書に記載された事項が真実でないことが判明したとき。
- (3) 在席投票利用者が第54条において読み替えて準用する第7条第1号から第5号までのいずれかの者に当たるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、知事が在席投票利用者として不適当と認めたとき。

2 在席投票利用者は、在席投票契約を解約されたときは、貸与された在席投票電子識別カードを知事に返却しなければならない。

(勝者投票法)

第49条 在席投票による勝者投票法は、規則第75条第1項に規定する連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法とする。

(入金)

第50条 知事は、在席投票利用者が購入予定金額の入金を申し出たときは、電子識別カードにより当該在席投票利用者を識別し、当該購入予定金額を在席投票サーバに入力することで、当該在席投票利用者の購入予定金額を在席投票サーバに記録するものとする。

2 知事は、前項の規定により在席投票利用者の購入予定金額の記録を完了したときは、別に定めるところにより、記録した購入予定金額を当該在席投票利用者に通知するものとする。

(購入限度額)

第51条 在席投票利用者の車券の1回当たりの購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とし、1日当たりの購入限度額は999万円とする。

- (1) 在席投票発売日（在席投票に係る車券を発売する日をいう。以下同じ。）における最初の車券の購入の場合 当該車券の購入直前までに在席投票サーバに記録されている購入予定金額
- (2) 当該在席投票発売日における2回目以降の車券の購入の場合 在席投票サーバに記録されている車券の購入限度額から、直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、当該在席投票利用者が所定の方法により精算した金額を減じ、当該在席投票利用者が新たに購入予定金額として在席投票サーバに記録した額を加えた額

(発売代金の収納)

第52条 在席投票の車券の発売代金の収納は、在席投票発売日に、在席投票サーバに記録された購入予定金額から収納することにより行う。

(払戻金及び返還金の精算)

第53条 次条において準用する第27条の規定により知事が在席投票利用者に代わって受領した払戻金及び返還金は、購入予定金額から車券の購入金額を減じた額に払戻金又は返還金の額を加えた額を別に定めるところ

により在席投票発売日において精算するものとする。

2 在席投票利用者が在席投票を終了する際に、勝者が決定していない競走の車券があるときは、第46条第6項の規定により当該在席投票利用者が返却する在席投票電子識別カードと引き換えに、知事は当該車券を交付するものとする。

(電話投票に関する規定の準用)

第54条 第7条、第20条、第21条及び第23条から第29条までの規定は、在席投票について準用する。

#### 第5章 キャッシュレス投票

(キャッシュレス投票契約)

第55条 キャッシュレス投票により車券を購入することができる者は、次の各号のいずれかの方式により府とキャッシュレスによる勝者投票に関する契約（以下「キャッシュレス投票契約」という。）を締結した者（以下「キャッシュレス投票加入者」という。）とする。

- (1) 窓口入金方式（キャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を直接入金することで番号、記号その他の符号を記録し、精算する方式をいう。以下同じ。）
- (2) 口座振替方式（キャッシュレス投票端末機を使用して口座振替により購入予定金額に応じる番号、記号その他の符号を記録し、精算する方式をいう。以下同じ。）

(キャッシュレス投票加入者の募集)

第56条 前条の規定によるキャッシュレス投票契約の締結の申込みについては、次に掲げる事項を記載した加入申込書及び住民票の写しその他の当該申込みに係る者の氏名、生年月日及び住所を確認するために必要な資料を添えて、知事に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 電話番号

2 新たにキャッシュレス投票加入者となるキャッシュレス投票の申込者であつて、口座振替方式を利用しようとするものに係る確認の行為は、知事が別に指定する銀行（以下「キャッシュレス投票指定銀行」という。）において行うことができる。

3 知事は、第1項の規定により加入申込みに応じキャッシュレス投票契約を締結したときは、キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため、キャッシュレス投票電子識別カードを作成し、当該申込みに係るキャッシュレス投票加入者に対し、これを貸与又は付与をすることができる。

4 キャッシュレス投票加入者は、キャッシュレス投票電子識別カードの貸与又は付与をされた場合に、キャッシュレス投票端末機を使用して所定の方法によりキャッシュレス投票ができる。

5 前各項に定めるもののほか、キャッシュレス投票契約の締結の手続その他キャッシュレス投票契約に関し必要な事項については、知事が別に定める。

(キャッシュレス投票加入者番号及び暗証番号)

第57条 キャッシュレス投票契約を締結するに当たつて



は、知事は当該キャッシュレス投票加入者のキャッシュレス投票加入者番号を定め、当該キャッシュレス投票加入者は自己の暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

(キャッシュレス投票加入者台帳)

第58条 知事は、キャッシュレス投票加入者台帳を作成し、各キャッシュレス投票加入者について、次に掲げる事項をこれに記録するものとする。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 勤務先
- (4) 自宅及び勤務先の電話番号
- (5) キャッシュレス投票加入者番号
- (6) 暗証番号
- (7) 次条第1項に規定するキャッシュレス投票指定銀行の名称（口座振替方式を利用するキャッシュレス投票加入者に限る。）
- (8) 次条第1項の規定により開設した普通口座の口座番号（口座振替方式を利用するキャッシュレス投票加入者に限る。）
- (9) キャッシュレス投票の開始期日

(普通口座)

第59条 口座振替方式のキャッシュレス投票利用者は、キャッシュレス投票指定銀行に、知事が別に指定する日までにキャッシュレス投票のための普通預金口座（以下「キャッシュレス投票口座」という。）を開設しなければならない。

2 キャッシュレス投票指定銀行は、キャッシュレス投票加入者がキャッシュレス投票口座を開設したときは、当該キャッシュレス投票加入者の氏名及び当該キャッシュレス投票口座を知事に通知するものとする。  
(振替依頼)

第60条 口座振替方式を利用しようとするキャッシュレス投票加入者は、購入予定金額を府の預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書（以下「キャッシュレス投票振替依頼書」という。）を知事が別に定める日までにキャッシュレス指定銀行に提出しなければならない。

2 キャッシュレス投票指定銀行は、キャッシュレス投票加入者がキャッシュレス振替依頼書を提出したときは、その旨を知事に通知するものとする。

(解約)

第61条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。

- (1) キャッシュレス投票加入者がキャッシュレス投票契約の解約の申出をしたとき。
- (2) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実でなかつたことが判明したとき。
- (3) キャッシュレス投票加入者が第68条において読み替えて準用する第7条第1号から第5号までのいずれかの者に当たるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、知事がキャッシュレス投票加入者として不適当と認めたとき。

2 キャッシュレス投票加入者は、前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約されたときは、貸与又は付与をされたキャッシュレス投票電子識別カードを知事に返却しなければならない。

(勝者投票法)

第62条 キャッシュレス投票による勝者投票法は、規則第75条第1項に規定する連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法とする。

(入金又は番号、記号その他の符号の記録)

第63条 キャッシュレス投票における番号、記号その他の符号の記録は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口入金方式を利用するキャッシュレス投票加入者は、購入予定金額の入金を申し出て、又はキャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を知事の預金口座に直接入金操作をすることで、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録すること。
- (2) 口座振替方式を利用するキャッシュレス投票加入者は、所定の方法により、購入予定金額を普通口座から府の預金口座に振り替えることで、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録すること。

2 府の預金口座に入金又は振り替えられキャッシュレス投票サーバに記録する購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して記録するものとする。

3 キャッシュレス投票加入者が番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録したときは、知事は所定の方法により、番号、記号その他の符号の数量を当該キャッシュレス投票加入者に通知するものとする。

4 キャッシュレス投票加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の子券を購入することができる。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第64条 番号、記号その他の符号の取扱いについて、知事は別に定め、あらかじめキャッシュレス投票加入者に通知するものとする。知事が前払式支払方式を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度額)

第65条 窓口入金方式を利用するキャッシュレス投票加入者の1回当たりの車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とし、1日当たりの購入限度額は999万円とする。

- (1) キャッシュレス投票発売日（キャッシュレス投票により車券を発売する日をいう。以下同じ。）における最初の車券の購入の場合 当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号の相当する額
- (2) 当該キャッシュレス投票発売日における2回目以降の車券の購入の場合 キャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当す

る額から、直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、当該キャッシュレス投票加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、当該キャッシュレス投票加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額

2 口座振替方式を利用するキャッシュレス投票加入者の車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) キャッシュレス投票発売日における最初の車券の購入の場合 当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号の相当する額

(2) 当該キャッシュレス投票発売日における2回目以降の車券の購入の場合 キャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、当該キャッシュレス投票加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、当該キャッシュレス投票加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額  
(発売代金の収納)

第66条 キャッシュレス投票の車券の発売代金の収納は、キャッシュレス投票加入者が府の預金口座に入金し、又は振り替えた購入予定金額であつて、キャッシュレス投票発売日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当するものから収納することにより行う。

(払戻金又は返還金の番号、記号その他の符号の記録又は精算)

第67条 次条において準用する第27条の規定により知事がキャッシュレス投票加入者に代わつて受領した払戻金又は返還金は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 次条において準用する第27条の規定により知事がキャッシュレス投票加入者に代わつて受領した払戻金又は返還金の精算は、次のとおりとする。

(1) キャッシュレス投票加入者がキャッシュレス投票端末機で精算指示を行つた日（以下「精算指示日」という。）にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算するものとする。

(2) 口座振替方式を利用するキャッシュレス投票加入者が所定の方法により精算指示日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算するものとする。

(電話投票に関する規定の準用)

第68条 第7条、第11条第1項、第14条、第20条、第21条及び第23条から第29条までの規定は、キャッシュレ

ス投票について準用する。

#### 附 則

この告示は、令和3年6月18日から施行する。

#### 京都市告示第343号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和3年度3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和3年6月18日

京都市知事 西 脇 隆 俊

#### 1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

#### 2 受付期間

試験期日の5日前まで（必着）

#### 3 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協 京都市中京区西ノ京笠殿町  
力本部 38

(電話 (075) 803-0820)

URL

<https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email

[recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)

イ 京都募集案内所

京都市下京区烏丸通六条上  
る北町181（第5キョート  
ビル1F）

(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所

京都市上京区河原町通丸太  
町下る伊勢屋町412（シェ  
モア河原町1F）

(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所

福知山市駅前町9（春風堂  
ビル1F）

(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所

舞鶴市余部下1190

(電話 (0773) 63-3272)

カ 宇治地域事務所

宇治市広野町西裏71の5  
(S.C OKUBO ビル202号  
室)

- (電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26  
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975  
(ミックビル1F)  
(電話 (0772) 64-2498)

4 試験科目

筆記試験(国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、  
口述試験、適性検査及び身体検査

5 試験期日及び試験場

試験期日	試験場
令和3年7月3日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地(宇治市五ヶ庄)
令和3年7月22日(木)	
令和3年7月23日(金)	
令和3年7月24日(土)	

注 試験日等は、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

6 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部  
京都市中京区西ノ京笠殿町38  
(電話 (075) 803-0820)

京都府告示第344号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 購入物品の名称及び数量

旋盤 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

3 落札決定日

令和3年5月25日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社松永文商店  
京都市東山区三条通古川町東入分木町75番地

5 落札金額

117,641,700円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年4月13日

京都府告示第345号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第48条第1項第1号並びに第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設並びに指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社土屋	訪問介護	ホームケア土屋京滋	宇治市宇治老番134の1 宇治荒川ビル4階	令 3. 3. 1
株式会社ケア21	〃	ケア21宇治	〃 小倉町久保111の1 辻岩ビル新館4階東	〃
合同会社THC	〃	訪問介護手と手	長岡京市野添二丁目10の3	〃
社会福祉法人弥勒会	通所介護	久御山しみずの里デイサービス	久世郡久御山町佐山西ノロ146の1	〃
〃	短期入所生活介護	久御山しみずの里ショートステイ	〃	〃
〃	介護予防短期入所生活介護	〃	〃	〃
〃	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム久御山しみずの里	〃	〃

株式会社リベルケア	訪問看護	訪問看護ステーションあおい	八幡市八幡三本橋1の7 八幡三本橋貸家3号室	3. 4. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	訪問介護	〃	八幡市八幡月夜田79の3 リベラメンテ京都南内111、112号室	〃
株式会社ライフ・サポート樹	訪問看護	訪問看護ステーション樹	〃 〃 山田31の3	3. 5. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社KEEP	訪問看護	訪問看護リハビリステーションたもつ京田辺	京田辺市草内一ノ坪21の16	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社真なび	訪問看護	ホームナーシングゆりね	京田辺市河原食田10の19 大東田辺ビル305号	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
有限会社グッとサポート	特定施設入居者生活介護	サービス付き高齢者向け住宅ココ・ガーデン	舞鶴市田中町3の3	〃
〃	介護予防特定施設入居者生活介護	〃	〃	〃
株式会社メタルエッグ	特定施設入居者生活介護	サービス付き高齢者向け住宅あつふるハウス	舞鶴市田中町15の11	3. 5. 15



京都府告示第346号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第99条第2項並びに第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び介護老人保健施設並びに指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人財団美山健康会	短期入所療養介護	医療法人財団美山健康会美山診療所	南丹市美山町安掛下8	令 3. 3. 31
〃	介護予防短期入所療養介護	〃	〃	〃
〃	介護老人保健施設	介護療養型老人保健施設美山健康会	〃	〃
社会福祉法人くらしのハーモニー	通所介護	デイサービスセンターハーモニーおくらやま	宇治市木幡御蔵山39の682	〃
有限会社ハーモニーケア	訪問介護	ハーモニーケア	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目2の13	〃
株式会社社会福祉総合研究所	〃	ロイヤル八幡訪問介護ステーション	八幡市八幡月夜田79の3 ロイヤルレジデンス京都南内111、112号室	〃
医療法人社団鳥井医院	通所介護	医療法人社団鳥井医院デイサービスセンター銀杏	舞鶴市字倉谷1934の13	3. 4. 30

公益社団法人京都府看護協会	居宅療養管理指導	公益社団法人京都府看護協会宮津訪問看護ステーション	宮津市漁師1690の23	3. 5. 9
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	居宅療養管理指導	公益社団法人京都府看護協会天の橋立訪問看護ステーション	与謝郡与謝野町字岩滝2104の2	3. 5. 10
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
株式会社いずみサービス	訪問介護	いずみケアサポート	長岡京市粟生川久保6	3. 5. 31



京都府告示第347号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第15号	大江 正則	与謝郡与謝野町	与謝郡与謝野町後野中坪560の1ほか1筆
		深田 嘉郎	〃	〃 〃 〃 嶋田507ほか1筆
		細井 政夫	〃	〃 〃 〃 中坪561ほか1筆
		大江 俊夫	〃	〃 〃 〃 石郡1394の1ほか2筆

2 認可した日

令和3年6月10日



京都府告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 保安林の所在場所

京丹後市久美浜町佐野小字横次2300の1、2301の

1、2302の1、2302の2、2303、2303の1から2303の3まで、2304、2304の1、2304の1の1、2304の2、2304の3、2305の1、2305の2、2306、2307、2308の1から2308の3まで、2309、2310、2311の1、小字峠ノ谷10070、10070の1から10070の3まで、10070の4・10071（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10071の1から10071の4まで、10072、10073、10073の1、10074、10074の1、10074の2・10074の3（以上2筆について次の図に



示す部分に限る。)、10074の4  
 (2) 指定の目的  
 土砂の流出の防備  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 小字横次2303の1・2303の2・2304・2304  
 の1の1・2304の2・2304の3・小字峠ノ谷  
 10071・10073・10073の1（以上9筆について  
 次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種  
 を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、  
 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整  
 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び  
 樹種  
 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所  
 与謝郡与謝野町字岩屋小字御屋敷900の1、901の  
 1、902の1から902の3まで、903、904、905の1  
 から905の3まで、906、907、907の1、908、909の  
 2、909の3、7322、7322の1から7322の3まで

(2) 指定の目的  
 土砂の流出の防備  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 小字御屋敷901の1（次の図に示す部分に限  
 る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種  
 を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、  
 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整  
 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び  
 樹種  
 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所  
 与謝郡与謝野町字下山田小字岡ヶ鼻1900、小字小  
 森谷1901、1904、1905、小字西谷1902、1903、小字  
 庄谷7007、7009、7009の1、7009の2、7010、7010  
 の1、7011、7012

(2) 指定の目的  
 土砂の流出の防備  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 小字小森谷1904・1905・小字庄谷7011（以上  
 3筆について次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種

を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、  
 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整  
 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図  
 面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づ  
 くり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい  
 て縦覧に供する。なお、1については京丹後市役所におい  
 て、2及び3については与謝野町役場においてその図  
 面及び関係書類を閲覧することができる。〕



京都府告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定  
 により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和  
 3年6月18日から令和3年7月2日まで縦覧に供する。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 宮津野田川線
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
宮津市字小田小字荒田山422 の1から	前	最小 19.3 <sup>m</sup>	19.3 <sup>m</sup>
		最大 22.4	
宮津市字小田小字荒田山422 の1まで	後	最小 19.4	
		最大 34.4	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府  
 建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 西京高槻線
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
長岡京市友岡二丁目109の1 から	前	最小 11.4 <sup>m</sup>	24.5 <sup>m</sup>
		最大 16.8	
長岡京市友岡二丁目109の1 まで	後	最小 11.4	
		最大 20.0	

(4) 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年6月18日から令和3年7月2日まで縦覧に供する。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宮津野田川線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字小田小字荒田山422の1から 宮津市字小田小字荒田山422の1まで	令和3年6月18日

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 西京高槻線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市友岡二丁目109の1から 長岡京市友岡二丁目109の1まで	令和3年6月18日

(4) 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税特約業者の指定を取り消した。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	主たる事務所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社吉祥院 サーヴィス・ステーション	京都市南区吉祥院向田西町2	令 3. 4. 30



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
  - ア 油圧式万能試験機（農芸高校分） 一式
  - イ 油圧式万能試験機（宮津高校分） 一式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和4年3月25日（金）
- (4) 納入場所
  - ア 京都府立農芸高等学校（南丹市園部町南大谷）
  - イ 京都府立宮津高等学校（宮津市滝馬23番地）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号（075）414-5429  
ファクシミリ番号（075）414-5450
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
  - ア 交付期間  
令和3年6月18日（金）から令和3年7月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
  - イ 入手方法
    - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
    - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせ

の上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「機械器具類」—小分類「その他」

イ 大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「計測・理化学機器」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
2の(2)のイと同じ。

#### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

#### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

#### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負

担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)と同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年6月30日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和3年7月28日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和3年7月29日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和3年7月28日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和3年7月29日（木）午前10時15分

#### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

#### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「油圧式万能試験機（農芸高校分）一式（税抜き）」及び「油圧式万能試験機（宮津高校分）一式（税抜き）」の総額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

#### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100

分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### 9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

#### 10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased  
a. Hydraulic Universal Testing Machine (for Nougai Senior High School): One set

b. Hydraulic Universal Testing Machine (for Miyazu Senior High School): One set

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, June 18, 2021 to 5:15 PM on Tuesday, July 13, 2021

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, July 28, 2021 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, July 29, 2021

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Wednesday, July 28, 2021

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Thursday, July 29, 2021

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan



(7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department  
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shimomachi-nishiiru, Shimodachiuri-  
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 入札に付する事項

### (1) 購入物品の名称及び数量

- ア スクールバス（八幡支援学校分） 1台  
イ スクールバス（舞鶴支援学校分） 1台

### (2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

### (3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

### (4) 納入場所

- ア 京都府立八幡支援学校（八幡市内里柿谷16番地の1）  
イ 京都府立舞鶴支援学校（舞鶴市字堀4番地の1）

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

#### ア 交付期間

令和3年6月18日（金）から令和3年7月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

#### イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの

期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「車両・船舶類」一小分類「自動車」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができることと認められる者であること。

## 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負

担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年6月30日(水)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和3年7月28日(水)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和3年7月29日(木)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和3年7月28日(水)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和3年7月29日(木)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「スクールバス(八幡支援学校分) 1台(税抜き)」又は「スクールバス(舞鶴支援学校分) 1台(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100

分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) Name and quantity of products to be purchased
  - a. School bus for Yawata Special Needs Education School: One vehicle
  - b. School bus for Maizuru Special Needs Education School: One vehicle
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Friday, June 18, 2021 to 5:15 PM on Tuesday, July 13, 2021
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, July 28, 2021 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, July 29, 2021  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail  
5:00 PM on Wednesday, July 28, 2021
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Thursday, July 29, 2021  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



綾部市西原土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年6月18日

京都府知事 西脇 隆俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
綾部市西原町中ヶ沢41の1	西村 昭雄
〃 〃 上地19	西村 潔
〃 〃 北中山19	西村 文夫
〃 〃 猪ノ坂1	四方 正明
〃 〃 中地29	西村 賢俊
〃 〃 猪ノ尻15	野崎 耕作
〃 〃 土師ノ木8	西村 仁志

(2) 監事

住 所	氏 名
綾部市西原町堂ノ上18	野崎 義典
〃 〃 中地9	西村 博
〃 〃 弥九郎勝11の6	四方 智章

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
綾部市西原町中ヶ沢41の1	西村 昭雄
〃 〃 上地19	西村 潔
〃 〃 北中山19	西村 文夫

綾部市西原町猪ノ坂1	四 方 正 明
〃 〃 中地29	西 村 賢 俊
〃 〃 猪ノ尻15	野 崎 耕 作
〃 〃 土師ノ木8	西 村 仁 志

(2) 監事

住 所	氏 名
綾部市西原町堂ノ上18	野 崎 義 典
〃 〃 中地 9	西 村 博



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、綾部市西原土地改良区の定款の変更を令和3年6月2日認可した。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和3年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社丹羽由碎石  
代表取締役 丹羽 澄吉  
名古屋市北区上飯田南町三丁目90番地の5
- 2 林地開発行為の目的  
土石の採掘（採石）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
宇治市西笠取赤坂39番ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
142.9ヘクタール
- 5 期間

- (1) 林地開発行為を行う期間  
令和3年10月14日から令和6年10月13日まで
- (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和57年9月18日から令和36年10月13日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	宇治市西笠取及び二尾地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	周辺道路の汚れを確認した場合は、散水車等により清掃を行う。 場内の車両出入口付近にタイヤ洗浄施設を設置し、土砂の持出しを防止する。
粉じんの発生	〃	破砕機及びふるいは、建屋で覆い、粉じんの拡散を抑制する。 粉じんの発生のおそれのあるときは、散水車により、場内の広場及び道路に散水を行う。 開発区域の周辺に残置森林を配置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
発破作業に伴う飛石	〃	場外への飛石を防止するため、発破は、適正な装薬を遵守するとともに、十分な保安距離を確保する。
濁水の発生	〃	雨水及び場内の排水は、場内水路を經由させ、流末の沈砂池に導水し、泥分を沈下させた後、場外に排水する。
交通量の増加	宇治市二尾地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	府道3号大津南郷宇治線への出入りにおいて、車両の通行の安全に注意するよう、指導を徹底する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治市産業地域振興部農林茶業課  
宇治市宇治琵琶33番地



- (4) 株式会社丹羽由碎石大津事業所  
大津市石山内畑町蜷郷429番地
- 9 縦覧期間  
令和3年6月18日(金)から令和3年7月19日(月)まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先
  - (1) 提出期間  
令和3年6月18日(金)から令和3年7月19日(月)まで
  - (2) 提出先  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)

公 安 委 員 会

京都府公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日  
京都府公安委員会  
委員長 平 林 幸 子

京都府公安委員会規則第9号

京都府公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

京都府公安委員会文書管理規則(平成13年京都府公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。  
第7条第1項の表を次のように改める。

公安委員会の会議録(公安委員会の会議に提出された文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。)	5年
警察法(昭和29年法律第162号)第43条の2に規定する事務に関する文書	5年
警察法第79条に規定する事務に関する文書その他の文書で重要なもの	3年
その他の文書	1年。ただし、委員長が必要と認めるものにあつては、委員長が定める期間

附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に保存している文書の保存期間については、この規則による改正後の京都府公安委員会文書管理規則第7条第1項の規定を適用する。

京都府公安委員会告示第95号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年6月18日  
京都府公安委員会  
委員長 平 林 幸 子

- 1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
施設警備業 務2級	学科 試験	令和3年9月 17日(金)	午前9時から 正午まで	京都市上京区下 立売通新町東入 東立売町193番 地1 K P Pみ やこ会館
	実技 試験	令和3年10月 1日(金)		

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 2 試験の科目
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること(護身の方法に関することを含む)。
- 3 受検定員  
20人
- 4 検定対象者  
検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 京都府内に住所地を有する者
  - (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者
- 5 受検申請の手続
  - (1) 事前申込み  
検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申

込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和3年8月10日（火）から令和3年8月12日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和3年8月23日（月）から令和3年8月27日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
  - a 4の(1)として申請する場合  
住所を疎明する書面 1通
  - b 4の(2)として申請する場合  
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真（検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合には、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合  
その者の住所を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (イ) 4の(2)として申請する場合  
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

- (1) 学科試験  
受検票及び筆記具を持参すること。
- (2) 実技試験  
筆記具及び運動靴を持参すること。  
なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料（16,000円）は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第26号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
しまむら聖子後援会	嶋村 聖子	嶋村 聖子	京都市上京区東堀川通榎木町上る五丁目207 是空HORI KAWA204

京都府選挙管理委員会告示第27号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石田真由美はげます会	石田真由美	石田喜美子	向日市向日町北山5の1の702
偉友会	岡田 勇	北 嘉博	相楽郡和東町大字中小字平田77の19
八幡市の未来と教育を考える会	小川 直人	小川 直人	八幡市八幡三本橋60の33 2F
明日の京丹後市を考える市民の会	有田 光亨	有田 光亨	京丹後市弥栄町和田野822

あつみの会	太田 貴美	太田 互	与謝郡与謝野町三河内1383
池田守篤とよつ葉の会	池田由佳里	東 千晶	京田辺市三山木垣ノ内55の1
岡本えつこ後援会	岡本 悦子	岡本 英樹	京田辺市大住三野3
小川直人後援会	池内 泰貴	池内 泰貴	八幡市八幡三本橋60の332 F
北久保ひろし後援会	吉岡 克弘	木村 宣	相楽郡南山城村大字田山小字割尾坂28
「北仲あつし」後援会	北仲 篤	北仲小百合	宮津市宮村1496
京都乙訓維新の会	小泉 満	小泉 満	乙訓郡大山崎町字大山崎小字上ノ田101
京都をよくする会	貝田 和正	貝田 愛子	京都市伏見区竹田三ツ杭町54の1の206
小泉みつる後援会	中田 貞之	小泉 満	乙訓郡大山崎町字大山崎小字上ノ田101
小島雅子後援会	谷口 暢彦	国本真千香	京都市上京区扇町723
さいじょう利洋後援会	西條 利洋	西條 利洋	長岡京市長法寺清水ヶ瀬4の1
人権擁護協議会	吉村 節夫	千葉 祐嗣	京都市上京区竹屋町千本東入主税町1021
田中美保後援会	田中 美保	田中 昌三	京都市南区八条寺内町7の1
日本共産党中村陽介後援会	梶山 耕一	松田 和久	京都市左京区田中飛鳥井町64 生活相談所内
日本共産党みつなが敦彦後援会	小林 智裕	諏訪 健次	京都市左京区田中飛鳥井町63
藤川つよし後援会藤友会	藤川 剛	藤川まり子	京都市下京区薬園町170の4 メゾンドココ101号
宮津・与謝未来の会	太田 貴美	太田 互	与謝郡与謝野町三河内1383
吉田幸一後援会	藤原 冬樹	藤原 冬樹	京都市右京区西院下花田町27
わさ谷ひろし後援会	富田 久志	坂根 康雄	舞鶴市字城屋1517

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

京都府人事委員会

委員長 田 原 博 明

京都府人事委員会規則114—93

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則14—2）の一部を次のように改正する。

別表知事の本庁の項中「危機管理監」の右に「 大学改革等推進本部事務局長」を加え、「 情報政策統括監」を削り、「文化政策室長」の右に「 ワクチン接種対策室長」を加え、「人材確保推進室長」を「雇用推進室長」に改め、「 副会計管理者」を削り、同表知事の広域振興局の農林商工部の項中「部長」の右に「 理事」を加え、「 織物振興参事」を削り、同表教育委員会の本庁の項中「部長」の右に「 高校改革推進室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。